

## ★★建設コンサルタント業務の最低制限価格制度の改定について★★

建設コンサルタント業務の最低制限価格制度を改定しました。

※朱字部分が今回の改定になります。

### 1 最低制限価格制度対象業務

競争入札による測量、建築コンサルタント、土木コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタントです。

### 2 最低制限価格

本市設計金額に基づき算出される最低制限価格積算基準額に、無作為に抽出される係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて算出（千円未満切り捨て）します。

最低制限価格（千円未満切り捨て）

$$= \text{最低制限価格積算基準額} \times \text{ランダム係数}$$

上記により算出した額が、予定価格（税抜き）の10分の8.1を超える場合は10分の8.1とし、10分の6に満たない場合は10分の6とします。

※ただし、測量業務においては、算出された額が予定価格（税抜き）の10分の8.2を超える場合は10分の8.2とし、10分の6に満たない場合は10分の6とします。地質調査業務においては、予定価格（税抜き）の10分の8.5を超える場合は10分の8.5とし、3分の2に満たない場合は3分の2とします。

※入札金額が最低制限価格未満の場合は失格となります。ただし、予定価格以下で最低制限価格以上の範囲内に有効な入札がなく、かつ、最低制限価格が変動する範囲の下限額以上に有効な入札がある場合は、当該最低制限価格の直近下位の有効な入札の金額を新たな最低制限価格として置き換えます。

### 3 最低制限価格積算基準額

本市設計金額に基づき、下表に区分する業務ごとの割合で計算した額の合計（千円未満切り捨て）です。

なお、算出された額が、予定価格（税抜き）の10分の8.1を超える場合は10分の8.1とし、10分の6に満たない場合は10分の6となります。  
 ※ただし、測量業務においては、算出した額が予定価格（税抜き）の10分の8.2を超える場合は10分の8.2とし、10分の6に満たない場合は10分の6とする。地質調査業務においては、予定価格（税抜き）の10分の8.5を超える場合は10分の8.5とし、3分の2に満たない場合は3分の2とします。

業 務	算定項目	割 合
測量業務	直接測量費	10分の10
	測量調査費	10分の10
	諸経費	10分の5
建築関係 建設コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	特別経費	10分の10
	技術料等経費	10分の6
	諸経費	10分の6
土木関係 建設コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	直接経費	10分の10
	その他原価	10分の9
	一般管理費等	10分の5
地質調査業務	直接調査費	10分の10
	間接調査費	10分の9
	解析等調査業務費	10分の8
	諸経費	10分の5
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	直接経費	10分の10
	その他原価	10分の9
	一般管理費等	10分の5

#### 4 ランダム係数

システムから「0.9850」～「1.0150」の範囲で、無作為に抽出される係数（小数点以下第4位まで算出）です。契約管財課が入札を執行する際に決定します。

#### 5 実施時期

令和6年10月1日以降に公告（指名）する競争入札から実施します。

令和6年8月20日

〔お問合わせ先〕

契約管財課契約検査グループ

電話0299-90-1130